

社会医療法人緑泉会 役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会医療法人緑泉会定款第33条に基づき、役員の報酬に関する事項について定めることを目的とする。

第2条（理事長の役員報酬）

理事長の役員報酬は、年額48,000,000円以内とする。

- 2 年度途中に退任する理事長の当該年度における役員報酬総額は、前記の額に当該年度における就任期間の割合を乗じた金額を超えないものとし、また、年度途中に就任する理事長の当該年度における役員報酬総額も同様とする。
- 3 本条の役員報酬は、年額を12分割し、毎月25日に、役員報酬以外の給与等と合算して支払う。なお、25日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、これらの日の前日に支払う。

第3条（理事長以外の役員の役員報酬）

理事長以外の役員の役員報酬は、会議出席時の日当及び交通費のみとし、その金額は次のとおりとする。

- (1) 日当：10,000円
- (2) 交通費：実費相当額

- 2 本条の役員報酬は、会議出席時に、その都度支給する。

第4条（役員報酬の支給方法）

前二条の役員報酬は、通貨をもって支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法で支給することができる。

第5条（その他）

この規程に定めのない事項については、理事長が案を策定し、直近の社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

令和7年4月1日改定